

福岡県公報

平成二十六年四月十八日
第三千五百八十八号
増刊 ①

目次

人事委員会

○公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
平成二十六年四月十八日

福岡県人事委員会委員長 簗田孝行

福岡県人事委員会規則第十二号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。
別表の鞍手町の表中

本庁			議会事務局	事務局長
町長部局	課長 室長 総務課の庶務管財班長、人事電算班長、庶務担当主幹、人事給与担当主幹及び人事給与担当主査 企画財政課の政策財政班長及び財政担当主幹	教育委員会事務局	教育長 課長	
農業委員会事務局	事務局長	事務局長		

を

別表の大刀洗町の表中

本庁	議会事務局	事務局長
町長部局	課長 室長 総務課の総務班長、庶務担当主幹、人事給与担当主幹及び人事給与担当主査 策推進課の政策推進班長及び財政担当主幹	
教育委員会事務局	教育長 課長	

に改める。

を

本庁	議会事務局	事務局長
町長部局	参事 課長 主幹 総務秘書係長 人事法制係長 財政係長	
教育委員会事務局	教育長 課長	
支所	支所長	
診療所	所長	
小学校	校長 副校長 教頭	
中学校	校長 副校長 教頭	

本庁	議会事務局	事務局長
町長部局	理事 課長 企画監 参事 秘書係長 総務係長 財政係長	
教育委員会事務局	教育長 課長	
小学校	校長 副校長 教頭	
中学校	校長 副校長 教頭	

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。